

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により，大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので，法第6条第6項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告します。

平成20年1月30日

京都市長 榎本 頼兼

1 届出者の氏名及び住所

ニック産業株式会社

代表取締役 儘田 公明

千葉市若葉区みつわ台1丁目28番地1号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

嵯峨ニックボウル

京都市右京区嵯峨広沢南野町68番地

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000㎡）以下となる日

平成19年4月2日

3 届出年月日

平成20年1月17日

(産業観光局商工部商業振興課)